



埼玉県報

第 2 2 6 4 号
平成 23 年 2 月 22 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [中条星宮土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [戸田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [指定確認検査機関の確認業務の一部廃止\(建築安全課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第二百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 sakura irodorri&co.

三 代表者の氏名

櫻井 雅慶

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字高萩二千三百五番地二セザール武蔵高萩百四号

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う若者に対して、外国での異文化や実社会と接する機会を与える事業、その過程でキャリアビジョンを見つける事業を行い、ひとりでも多くの国際性及び社会性を兼ね備えた人材を育成し、日本を活性化させ、国際的にも魅力的な、エネルギーに満ちた日本の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉カウンセリング研究会

三 代表者の氏名

岩崎 俊一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市大字閨戸三千九百二十番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、市民による多様な社会貢献・社会変革活動の実践的な支援を行うことをとおして、高齢化や少子化する地域社会における住民の生活やいろいろな悩み事の相談に応じるなど安全で安心して生活できる地域社会の実現を目ざして、地域社会の自律的発展と市民社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十一号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 博 志	熊谷市下川上四百七十六番地

告示

埼玉県告示第二百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 三八 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

入間市宮寺字宮寺新田三〇〇七 一他七筆 市道D一四号線の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九七九・九立方メートル

浸透効果量 〇・一四〇立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十八号で告示した戸田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

戸田市

二 都市計画事業の種類及び名称

戸田都市計画下水道事業戸田公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流式

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流式汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 分流式雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千五百三十七号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

蓮田市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業蓮田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月二十四日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任した理事の氏名及び住所

市川 久夫	久喜市北中曽根一五六五番地
小倉 一幸	東京都青梅市二俣尾四丁目九四五番地
高野 健	東京都立川市錦町一丁目二三番二号レジデンス錦三〇一
武井 勉	久喜市北中曽根一三四一番地の三
松岡 次郎	久喜市北中曽根一五五七番地
南 有朋	東京都東大和市立野三丁目一二九三番地二六センチリー東 大和二〇一号
森屋 純一	東京都あきる野市養沢一八三番地
柳瀬 英男	北本市東間五丁目九〇番地サンマンション北本一 六〇一
渡辺 光明	山梨県大月市賑岡町強瀬四四一番地

告示

埼玉県告示第二百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十四第一項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務の一部を廃止する旨の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	所在地	廃止する確認検査の業務の範囲	廃止した日
埼玉県知事 第三号	株式会社 埼玉建築 確認検査 機構	さいたま市 浦和区常盤 三丁目十二 番二十七号	建築基準法に基づく 指定資格検定機関等 に関する省令（平成 十一年建設省令第十 三号）第十五条第五 号から第八号までに 掲げる区分	平成二十三 年二月五日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字新井宿字下壱斗蒔一〇 六番三地先から鳩ヶ谷市桜町二丁 目八一番三地先まで		区 間
一四・〇〇 一七・五三	六・二三 六・三〇	敷地の幅員 (メートル)
四二一・五〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年八月十三日

指令川建セ第二二〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十三年二月十八日

川建セ第二二〇一二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字泉井字山下九一七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市関間三丁目二番五号

原 司朗

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年十月二十一日

指令越建セ第二二〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年二月十六日

越建セ第四二一 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外一七四一 六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県野田市春日町一五 四 ベルシャトレ一〇四

池上 雅晴